

後志広域連合 広域連合だより

第5号

平成24年7月発行
後志広域連合
〒044-8588
虻田郡倶知安町北1条東2丁目
後志合同庁舎車庫棟2階
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
ホームページ: <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

「第2次広域計画」がスタートしました ～ 平成24年度から5年間の運営指針 ～

「第2次広域計画」は、効率的で効果的な事務処理を行っていくため、関係町村との連携強化を図り、地域の一体的・総合的な発展を目指す後志広域連合の将来展望を見据えた計画として、平成24年第1回定例会において議決いただきました。

この「第2次広域計画」を運営指針として、地方自治法で定める住民福祉の向上と最少の経費で最大の効果を挙げるよう取り組むとともに、広域行政施策の推進を図り、関係町村の発展を目指します。

各事務事業の方針、施策の概要についてお知らせします。

1 町村税及び個人道民税の滞納整理事務について

関係町村から引き受けた滞納事案を適正かつ厳正に処理し、税収の確保に努め、税務行政の向上を図るとともに、税務職員の資質向上に必要な研修の実施や滞納整理に関する相談に努めます。

2 国民健康保険事業について

高齢化の進展や医療の高度化、生活習慣病の増加などにより、今後も医療費の増加が懸念されることから、医療費の分析やレセプト点検調査の改善により医療費の抑制に努めるとともに、広域化のスケールメリットを活かし、事務の効率化及び経費の削減を図り、保険財政の安定化に努めます。

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査事業を推進するなど、関係町村との連携を密にして受診率の向上に努めます。

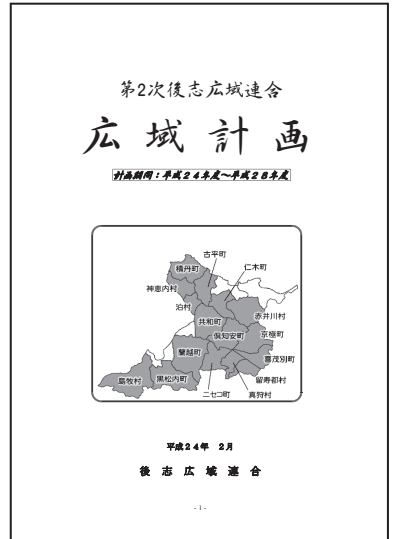
3 介護保険事業について

第5期介護保険事業計画の下、「住み慣れた地域での高齢者の自立した生活を一体的・総合的に支援する」ことを目的に、地域支援事業など特色を活かした効率的な事業展開を図るため関係町村と協働を深めながら事業を推進します。

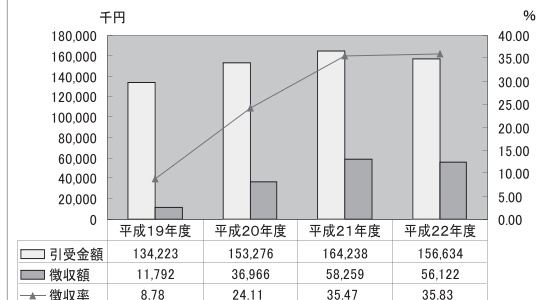
また、多様化する地域住民のニーズに対応し、介護保険事業の円滑な管理・運営を図るため、権限移譲や介護認定審査会の事務処理の一元化に向けて検討するとともに、厳しい財政を強いられている関係町村の負担軽減に向けて業務体制の見直しや業務の効率化に努めます。

4 広域化の調査研究について

広域的な住民サービスの推進に向けて、北海道からの事務権限の移譲や、消防事務、し尿処理施設、火葬場、学校給食センター、教育委員会等の広域化について調査研究を行います。



関係町村からの引受事案徴収実績



第5期介護保険事業計画がスタートしました

計画期間：平成24年度～平成26年度

社会全体で高齢者の方々を支える仕組みとして平成12年にスタートした介護保険の基本理念は「自立支援」にあります。

平成23年の介護保険法の一部改正により「地域包括ケア」の構築が国及び地方公共団体の責務とされました。そこで第5期介護保険計画では、これまでの介護保険計画で示された①住み慣れた地域で安心して暮らすために、②質の高い介護サービスを提供するために、③介護予防を進めるために、の3つの基本目標を継続しながら、地域支援事業とその活動拠点となる地域包括支援センターを運営する構成町村との協働を深めながら「地域包括ケアの実現」を図ります。



第5期介護保険事業 計画の基本目標

※地域包括ケアとは

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供すること

地域包括ケアの推進

(高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができよう)

介護予防事業の推進

(加齢による生活機能の低下をできるだけ予防)

介護保険事業の円滑な運営

(介護保険サービスの質と量の確保)

基本目標達成のための重点施策

- 1 高齢者の居住に係る施策 ◎持家の住宅改修（バリアフリー化）など
- 2 医療との連携 ◎訪問医療、訪問介護（居宅サービス）、訪問リハビリ等の充実など
- 3 認知症支援策の充実 ◎本人の心身状態にあわせた介護サービスの提供など
- 4 生活支援サービス ◎構成町村作成の高齢者保健福祉計画との連携・一体的推進など

| | 平成23年度 (実績) | 平成24年度 (計画初年度) | 平成25年度 (計画2年目) | 平成26年度 (計画最終年度) |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 第1号被保険者数 (65歳以上の方) | 17,929人 注1 (29.2%) | 18,190人 注1 (30.7%) | 18,302人 注1 (31.3%) | 18,445人 注1 (32.0%) |
| 介護認定を受けられる方 | 3,284人 注2 (18.3%) | 3,338人 注2 (18.4%) | 3,375人 注2 (18.4%) | 3,422人 注2 (18.6%) |
| 介護認定者一人あたりの給付費 | 1,301千円 | 1,328千円 | 1,362千円 | 1,362千円 |

注1 後志広域連合加入町村全人口に対する、65歳以上の方の割合

注2 第1号被保険者に対する介護認定を受けられる方の割合

「第2次後志広域連合広域計画」及び「第5期後志広域連合介護保険事業計画」は、後志広域連合ホームページに掲載しておりますので、是非、ご覧ください。

平成23年度後志広域連合の財政状況の公表について

後志広域連合の予算は、関係町村の負担金等によって構成され、関係町村の連携と役割分担のもとに一層効果的、効率的に広域行政を進めていくために有効に使用されています。

後志広域連合一般会計及び特別会計の下半期（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）の執行状況についてお知らせいたします。

一般会計予算の執行状況

| 歳入科目 | 予算額 (A) | 収入済額 (B) | 予算対比 (B/A) | 歳出科目 | 予算額 (C) | 支出済額 (D) | 執行率 (D/C) |
|----------|------------|-------------|---------------|------|------------|-------------|--------------|
| 分担金及び負担金 | 7,607万3千円 | 7,607万3千円 | 100.0% | 議会費 | 201万6千円 | 169万7千円 | 84.2% |
| 繰越金 | 210万2千円 | 210万2千円 | 100.0% | 総務費 | 7,584万4千円 | 7,190万7千円 | 94.8% |
| 諸収入 | 71万3千円 | 68万7千円 | 96.4% | 公債費 | 2万8千円 | 0千円 | 0.0% |
| | | | | 予備費 | 100万0千円 | 0千円 | 0.0% |
| 合計 | 7,888万8千円 | 7,886万2千円 | 100.0% | 合計 | 7,888万8千円 | 7,360万4千円 | 93.3% |

国民健康保険事業特別会計予算の執行状況

| 歳入科目 | 予算額 (A) | 収入済額 (B) | 予算対比 (B/A) | 歳出科目 | 予算額 (C) | 支出済額 (D) | 執行率 (D/C) |
|-----------|--------------|--------------|---------------|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 国民健康保険分賦金 | 30億914万5千円 | 30億914万5千円 | 100.0% | 総務費 | 1億1,216万6千円 | 9,032万4千円 | 80.5% |
| 国庫支出金 | 22億4,242万9千円 | 18億8,068万5千円 | 83.9% | 保険給付費 | 58億6,302万3千円 | 53億4,609万2千円 | 91.2% |
| 療養給付費等交付金 | 2億5,890万0千円 | 2億2,065万8千円 | 85.2% | 後期高齢者支援金等 | 8億4,340万5千円 | 7億7,311万3千円 | 91.7% |
| 前期高齢者交付金 | 16億4,833万7千円 | 15億1,097万7千円 | 91.7% | 前期高齢者納付金等 | 251万7千円 | 230万1千円 | 91.4% |
| 道支出金 | 3億9,209万2千円 | 1億6,213万4千円 | 41.4% | 老人保健拠出金 | 8万6千円 | 5万9千円 | 68.6% |
| 共同事業交付金 | 10億9,187万1千円 | 9億9,630万4千円 | 91.2% | 介護納付金 | 4億2,426万4千円 | 3億8,890万8千円 | 91.7% |
| 繰越金 | 9,449万1千円 | 9,449万1千円 | 100.0% | 共同事業拠出金 | 11億3,143万2千円 | 10億5,814万3千円 | 93.5% |
| 諸収入 | 55万2千円 | 1,736万9千円 | 3146.6% | 保健事業費 | 6,885万3千円 | 3,575万2千円 | 51.9% |
| | | | | 公債費 | 226万1千円 | 14万3千円 | 6.3% |
| | | | | 諸支出金 | 2億6,893万7千円 | 2億6,893万6千円 | 100.0% |
| | | | | 予備費 | 2,087万3千円 | 0千円 | 0.0% |
| 合計 | 87億3,781万7千円 | 78億9,176万3千円 | 90.3% | 合計 | 87億3,781万7千円 | 79億6,377万1千円 | 91.1% |

※一時借入金現在高：6億3千5百万円

介護保険事業特別会計予算の執行状況

| 歳入科目 | 予算額 (A) | 収入済額 (B) | 予算対比 (B/A) | 歳出科目 | 予算額 (C) | 支出済額 (D) | 執行率 (D/C) |
|----------|--------------|--------------|---------------|---------|--------------|--------------|--------------|
| 保険料 | 7億1,594万3千円 | 7億1,583万5千円 | 100.0% | 総務費 | 1億4,063万3千円 | 1億562万3千円 | 75.1% |
| 分担金及び負担金 | 7億6,222万9千円 | 5億811万8千円 | 66.7% | 介護給付費 | 48億7,013万4千円 | 44億2,894万0千円 | 90.9% |
| 国庫支出金 | 13億428万8千円 | 12億7,229万6千円 | 97.5% | 地域支援事業費 | 1億3,553万2千円 | 1億136万6千円 | 74.8% |
| 支払基金交付金 | 14億8,711万7千円 | 13億4,551万8千円 | 90.5% | 基金積立金 | 14万7千円 | 8万6千円 | 58.5% |
| 道支出金 | 7億8,757万9千円 | 7億5,608万2千円 | 96.0% | 公債費 | 407万5千円 | 332万9千円 | 81.7% |
| 財産収入 | 14万7千円 | 8万6千円 | 58.5% | 諸支出金 | 1,507万4千円 | 1,474万1千円 | 97.8% |
| 繰入金 | 9,822万7千円 | 1,342万6千円 | 13.7% | 予備費 | 600万0千円 | 0千円 | 0.0% |
| 繰越金 | 15万1千円 | 15万1千円 | 100.0% | | | | |
| 諸収入 | 1,591万4千円 | 761万0千円 | 47.8% | | | | |
| 合計 | 51億7,159万5千円 | 46億1,912万2千円 | 89.3% | 合計 | 51億7,159万5千円 | 46億5,408万5千円 | 90.0% |

※介護保険基金現在高：2億6,249万円

※一時借入金現在高：1億9千万円

特定健康診査・特定保健指導について



1 生活習慣病対策の必要性について

不適切な食生活や運動不足などの生活習慣は、やがて肥満症、高血圧症、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病を招き、重症化すると虚血性心疾患や脳卒中等を発症することになります。

このような事態を避けるため、早い段階で危険因子を発見することが必要となります。

2 特定健康診査・特定保健指導について

後志広域連合では、生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）を実施しています。

対象者は、40歳以上75歳未満の年齢に達する被保険者です。（受診する時点で国保の資格のない方、75歳以上に達している方及び長期入院や施設入所の方は除きます。年度中に40歳になる方は受診することができます。）

特定健康診査で特定保健指導対象者となる「メタボリックシンドローム」の該当者・予備群の方を発見します。特定保健指導の対象となった方には、個々人の状態に合わせた食事指導や運動指導等の保健指導を実施します。

生活習慣病の予防、早期発見のため、毎年特定健康診査を受けましょう。

特定健康診査の日程など詳しくは、お住まいの町村の国民健康保険担当窓口にお問い合わせください。

65歳以上の方へ 忘れずに介護保険料を納めましょう！

1 普通徴収の方

7月上旬に介護保険料納付通知書を発送いたしますので、各納期限までに金融機関等の窓口でお納めください。

なお、納付には口座振替が便利です。金融機関窓口へ預金通帳・通帳届印・納付通知書をお持ちいただきお手続きください。

2 特別徴収の方

7月下旬に介護保険料特別徴収通知書を発送いたします。

特別徴収の方は、年金支給月に年金から差し引かれます。

詳しくは、後志広域連合介護保険課（TEL0136-55-8013）までお問い合わせください。

皆様からの介護保険料が介護保険制度を支えています。

期日までに保険料の納付についてご理解とご協力をお願いいたします。

| 期別 | 普通徴収の納期限 |
|-----|-------------|
| 第1期 | 平成24年7月25日 |
| 第2期 | 平成24年8月27日 |
| 第3期 | 平成24年9月25日 |
| 第4期 | 平成24年10月25日 |
| 第5期 | 平成24年11月26日 |
| 第6期 | 平成24年12月25日 |
| 第7期 | 平成25年1月25日 |
| 第8期 | 平成25年2月25日 |

【ホームページのアドレス変更のお知らせ】

4月1日から後志広域連合のホームページのアドレスを、<http://www.shiribeshi-kouiki.jp/> に変更しております。

【新しい職員の紹介】

4月1日付けをもって関係町村から10名の新たな職員が派遣されましたので、ご紹介いたします。

村田信弥（蘭越町）、黒田 勉（倶知安町）、阿部信幸（ニセコ町）、高橋俊光（京極町）、瀬野尾裕人（古平町）
白川博順（喜茂別町）、萬年博文（真狩村）、大西 威（神恵内村）、金子昌弘（積丹町）、長尾 亮（共和町）